

## 特許攻防 p115～121

### 権利範囲(70条) p116

#### 1 文言侵害

法文の解釈：文字解釈，**文理解釈**，体系的解釈，**論理解釈**，条理解釈，類推解釈，反対解釈，拡張解釈（拡大解釈），縮小解釈

#### 2 **均等論**（BBS判決）次の条件を全て満たせば権利侵害

特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても

①特許発明の本質的部分ではない <**本質要件**>

②置換えが目的を達し，同一の作用効果を奏する <**置換可能**>

③置換えに，当業者が，製造時点において容易に想到することができた <**置換容易**>

④出願時に容易に推考できたものではない <**容易推考**>

⑤出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものでない <**意識除外**>

#### 3 間接侵害(101条)p119

① 専用品型

② 多機能品型

③ 所持

一太郎事件：被告会社は，ソフト販売であり，情報処理システムを製造していない。

（特許発明の技術的範囲）

**第七十条** 特許発明の技術的範囲は，願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。

2 前項の場合においては，願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して，特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。

3 前二項の場合においては，願書に添付した要約書の記載を考慮してはなら（侵害とみなす行為）

**第一百条** 次に掲げる行為は，当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において，業として，その物の生産にのみ用いる物の生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

二 特許が物の発明についてされている場合において，その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき，その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら，業として，その生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 特許が物の発明についてされている場合において，その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

四 特許が方法の発明についてされている場合において，業として，その方法の使用にのみ用いる物の生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

五 特許が方法の発明についてされている場合において，その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき，その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら，業として，その生産，譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において，その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為ない。